



秩父市保育士奨学金 返済支援事業

対象者

次の①～⑦全てを満たす方

- ①対象期間において市の住民基本台帳に引き続き記載されている者
- ②大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学し、自ら返済している者
- ③令和5年4月1日以降に新たに市内の保育所等に常勤の保育士として雇用された者
- ④補助金の交付を受けようとする年度において、1年間継続して保育所等に勤務しようとする者
- ⑤保育士として雇用された日から起算して5年を経過する日までの間において、継続して市内の保育所等に就労する意思を有している者
- ⑥過去に保育士として勤務実績がない者
- ⑦類似の奨学金返済支援の補助を受けていない者

補助額

その年度に返済した額
(月額上限1万5千円、年額上限18万円)

対象期間

継続して5年間

対象となる奨学金

日本学生支援機構奨学金
あしなが育英会奨学金
交通遺児育英会奨学金 など

申請方法

令和7年4月22日(火)～6月30日(月)までに必要書類を提出してください。
様式は秩父市HPからダウンロードできます。
※予算の上限に達し次第、受付は終了となります。

【留意事項】

転出や退職等により交付要件を満たさなくなった場合は、返還が生じます。



お問い合わせ

秩父市保育子ども課 TEL : 0494-25-5206